

# 立川市犯罪被害者等支援に向けた提言

令和7（2025）年2月

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）

策定検討委員会

## 提言にあたって

当委員会は、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）の内容を検討することを目的として、令和6年6月より検討を重ね、4回にわたる審議の結果、「立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子」を策定し、この度、立川市長に提出いたしました。犯罪被害者等に対する支援施策は、国及び東京都においても行われているところではありますが、犯罪被害者等の日常生活を支える支援を行うのは市等の基礎自治体とそこで活動するNPO等の民間団体であり、この度本市が、市民のご理解を得て、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）を制定する運びとなったことは、大変意義深いことでもあります。

もともと、この度の条例は、具体的な施策の予算の策定よりも1年前倒して制定される予定である性格上、立川市における被害者支援の理念や基本方針を宣言するものとなり、具体的な施策については、今後、立川市役所及び立川市議会において検討される予定となっています。

そこで当委員会は、その所掌事務の一つである「その他必要な事項」として、今後における立川市役所及び立川市議会における検討の参考としてもらうため、当委員会における犯罪被害者等に関する現状認識と具体的な施策に関する希望をまとめ、本提言を作成しました。

本提言が、本市における被害者等支援に少しでも役立つことを願っております。

令和7（2025）年2月25日  
立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会  
委員長 四方 光

## 目 次

### 提言

I	途切れない支援のために .....	P. 3
1	相談窓口のワンストップ化（多機関・機関内）を求める。	
2	個人情報に配慮した上で、関係機関との密なる情報共有とスムーズな連携を 求める。	
3	既存の制度を活用した支援の一覧表の作成・定期的な更新を求める。	
II	オール立川で！（二次的被害防止） .....	P. 4
4	全庁的な取組で立川市職員全体の理解促進を求める。	
5	コーディネーター（専門相談員）の配置を求める。	
III	犯罪被害者等に特化した支援 .....	P. 5
6	被害者等に対する早期に必要な経済的支援を求める。	
7	日常生活に関する支援の提供を求める。	
8	精神的被害の早期回復に関する支援を求める。	
9	安心して暮らせる場所の提供に対する支援を求める。	
10	民間支援団体への援助を求める。	
IV	必要な人に情報を届けるために .....	P. 6
11	自ら支援を求めることができない犯罪被害者等への支援を求める。	
12	日頃からさまざまな媒体を用い、各層に届く支援情報の提供を求める。	
V	地域社会全体で犯罪被害者等を支える仕組みづくり .....	P. 7
13	市民の理解増進のための取組みを求める。	
14	将来に向けて、早期のうちから犯罪被害者等への理解を深める学びの場を若 年層に提供することを求める。	
資料 1	立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会設置要綱 ..	P. 8
資料 2	立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会委員構成 ..	P. 10

## I 途切れない支援のために

### 【現状・課題】

■犯罪被害者等基本法第3条には、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と定められ、地方における途切れのない支援の提供体制の強化が課題となっている。

- 1 犯罪被害者等にとって、さまざまな窓口で何度も同じ説明を求められることは、身体的な負担はもとより、辛い記憶を思い出すことになり、精神的負担が大きい。また、自分がどこに相談したらよいのか、どのような支援があるのかわからず、支援へのつながりをあきらめてしまうケースも考えられる。どこか一つの窓口で相談すれば、回復への道筋がつけられることが重要である。

都道府県を中心として構成される民間支援団体や、警察署等関係機関との多機関ワンストップサービスに参画すること、機関内（庁内）ワンストップサービス体制を整え、効果的に機能させることにより、既存の各種制度・サービスが犯罪被害者等のニーズに応じてもれなく提供されることが望まれている。

- 2 関係機関等との連携においては、犯罪被害者等に関する情報の共有が不可欠であるが、個人情報保護の観点から、情報提供が制限されることも少なくない。犯罪被害者等の同意を得られない場合は、当該機関で持っている情報が、別の機関の支援に繋がられないという課題がある。犯罪被害者等に関する必要な情報共有を促進するため警察署などと協定を締結している自治体も見受けられるところである。
- 3 犯罪被害者等に特化した支援だけでなく、生活資金貸付や市民税の減税など既存の制度を活用した支援も有効である。必要とされる支援が確実に提供できるような仕組み作りが必要とされている。

### 【提言】

- 1 相談窓口のワンストップ化（多機関・機関内）を求める。
- 2 個人情報に配慮した上で、関係機関との密なる情報共有とスムーズな連携を求める。

- 3 既存の制度を活用した支援の一覧表の作成・定期的な更新を求める。

## II オール立川で！（二次的被害防止）

### 【現状・課題】

- 4 犯罪被害者等の「支援を行う人材育成」は大変重要ではあるが、専門員を育てるという視点だけにとらわれることなく、「オール立川市職員で支援をする」という視点が重要である。

市で行う行政は多岐にわたり、どの窓口で犯罪被害者等との接触があるとも限らない。そのどの場面においても「二次的被害」につながる言動が起り得る。それらを防ぐためにも「オール立川」市職員すべてが犯罪被害者等への理解や対応等における心構えを持っていただくことが重要である。

- 5 被害者遺族の「相談窓口」には、一般の職員のほか、被害者遺族の精神・心理状態やそれを前提とした被害者遺族対応に特に熟達した専門職員を配置することがよりよい支援につながる。この専門職員は、「コーディネーター」として、特に配慮を要する被害者遺族に直接接して相談を受けるほか、その後の継続的・庁内横断的な支援を統括していくことや、他の一般職員へ助言・指導、被害者支援研修の講師を務める役割も期待されることから、専門的に支援を行う職員の配置が必要である。

### 【提言】

- 4 全庁的な取組で立川市職員全体の理解促進を求める。
- 5 コーディネーター（専門相談員）の配置を求める。

### Ⅲ 犯罪被害者等に特化した支援

#### 【現状・課題】

- 6 経済的支援については、既に国及び都において支援策がとられているところではあるが、犯罪被害発生直後から様々な経済的支出が必要となり、これら既存の経済的支援では不足するものがあり得る。  
国及び都の支援では及ばない早期に必要な支援にはどのようなものがあるか精査し、財政の許す範囲において、運用状況に応じて見直しつつ、限定的にでも経済的支援の枠組みの創設が望まれる。  
また、経済的支援制度を設けることにより、犯罪被害者等が市にアクセスしやすくなり、様々な支援につながっていく効果も大きい。全国で多くの自治体が見舞金制度を設けている中どこに住んでいても同じ支援が受けられることが期待されている。
- 7 犯罪等の被害に遭われた方やそのご家族は、身体的・精神的な症状や負担等により、外出や公共交通機関の利用が困難になるほか、通常通りの家事・育児ができなくなる等、日常生活をおくることが困難となるケースも多い。日常生活を支える支援策が必要である。
- 8 犯罪被害は心身ともに大きな影響を及ぼす。メンタルクリニックなど専門的なケアだけでなく、様々な場所・人から助言を受け、支えられるような取組みが必要である。
- 9 自宅やその周辺で被害に遭われた方などは、自宅やその周辺に戻れないという状況や不安に直面する。被害回復に向けた早期支援として、安心して暮らせる場所を提供することは被害者の苦痛の軽減のため、重要である。
- 10 民間支援団体への援助については、施策に係る情報の提供その他必要な支援もさることながら、財政上及び税制上の措置においても、可能であるならば最大限行っていたきたい部分である。民間支援団体の多くは手弁当でいわばボランティア形態で行っているところも多く、継続した支援を行えるかと言えばそうでないところが大多数と見受けられる。そのような団体を援助していくことも地域における「途切れのない支援」につながるものと考えられる。

## 【提言】

- 6 被害者等に対する早期に必要な経済的支援を求める。
- 7 日常生活に関する支援の提供を求める。
- 8 精神的被害の早期回復に関する支援を求める。
- 9 安心して暮らせる場所の提供に対する支援を求める。
- 10 民間支援団体への援助を求める。

## IV 必要な人に情報を届けるために

### 【現状・課題】

- 11 事件後は心身への影響が強く、精神的苦痛から外出などができなくなることもある。声を上げられない方に対し、その方の状況に応じて警察等と連携しながら、必要とされる支援が確実に届けられる仕組みが必要である。
- 12 立川市での犯罪被害者等支援の件数は例年ほとんど0件に近い状況である。しかしそれは、犯罪被害者等が存在しないのではなく、支援の情報が届いていないことも理由の一つと考えられる。現在、小・中学生、若年層、中高年層、高齢者それぞれ情報を得る手段が多様化している。インターネット、広報たちかわ、庁舎内ブースでの各種リーフレット、チラシ、ポスター等の設置、駅前のオーロラビジョン等あらゆる媒体を利用して広報PRを推進し、被害者等が求める支援の情報を確実に届けることが必要である。その際、被害を未然に防ぐ視点も重要である。

## 【提言】

- 11 自ら支援を求めることができない犯罪被害者等への支援を求める。
- 12 日頃からさまざまな媒体を用い、各層に届く支援情報の提供を求める。

## V 地域社会全体で犯罪被害者等を支える仕組みづくり

### 【現状・課題】

13 犯罪被害者等が被害から回復し、日常生活を営めるようになるためには周囲の理解が不可欠である。心ない言葉や、何気ない声掛けで被害者等に二次的被害を発生させることのないよう、犯罪被害者等のおかれている立場や状況、支援についての理解を深めるため、市民向けの講演会等の開催や、広報、ホームページによる情報発信のほか、あらゆる媒体を用いた市民の理解増進の取組みが不可欠である。

14 二次的被害の発生元は、行政・警察・地域・報道機関などに限られない。インターネットの発達により、誰もがどこからでも情報収集・発信ができ、このことにより、犯罪被害者等に対する誹謗中傷も起きている状況がある。

二次的被害を発生させないためには広報活動のみならず若年層に対する教育が不可欠であり、犯罪被害者等に対する理解を深めることを通して、困難を抱える人々に寄り添う心を育むことが重要である。そのことが、将来に向けて社会全体で被害者等を支える地域の実現に必要なことと考える。

### 【提言】

13 市民の理解増進のための取組みを求める。

14 将来に向けて、早期のうちから犯罪被害者等への理解を深める

学びの場を若年層に提供することを求める。

## 資料1 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）の策定について必要な事項を検討するため、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）の内容を検討すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

### （委員）

第3条 検討委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱し、又は指名する。

- （1）学識経験を有する者 1人
- （2）弁護士 1人
- （3）犯罪被害者等 1人
- （4）事業関係者 1人
- （5）公募市民 2人以内
- （6）東京都の職員 1人
- （7）警視庁立川警察署の職員 1人
- （8）市民生活部長

3 委員の任期は、委嘱又は指名の日から令和7年3月31日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （委員会）

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の定数の過半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

5 検討委員会の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

（委員の責務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（謝礼及び記念品）

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

資料2 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会

委員構成

区分		氏名	所属団体等
学識経験を 有する者	委員長	四方 光	中央大学 法学部 教授
弁護士	副委員長	川口 克巳	
犯罪被害者等		佐藤 清志	
事業関係者		阿久津 照美	被害者支援都民センター 事務局長・相談室長
公募市民		滝口 知也	
		藤内 温美	
東京都職員		横田 美雪	東京都総務局人権部 被害者等支援専門員
警視庁立川警察 署職員		寺田 貴	警視庁立川警察署警務課長
市民生活部長		太田 弘幸	立川市

（敬称略 区分ごとに五十音順）

---

## 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会提言書

令和7（2025）2月発行

発行 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会  
（事務局：立川市市民生活部生活安全課）

住所 立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111(代表)

---